

保育士の処遇改善について

九州部会提出

近年、女性の就業率の上昇などを背景に保育ニーズが高まる中、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つためには、幼児期に安定した質の高い保育を提供するための環境整備が不可欠である。

こうした中、国の「新子育て安心プラン」では、約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を含め、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組むとしているが、人材確保と同時に保育の質の確保・向上を進めるためには、特に処遇改善は重要な課題である。

保育士の確保及び保育の質の確保・向上を推進するため、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 子ども・子育て支援新制度について、今後、制度の改正など所要の措置を講ずる場合には、国と地方との協議に基づいて実施するとともに、地方の負担を増加させることのないよう、国が責任を持って、必要な財政措置を講ずるとともに、市町村への支援体制を構築し、必要な支援を行うこと。
2. 保育の質をより良好なものとするため、保育所の職員配置基準の改善及び職員の処遇改善に必要な財源措置を図ること。
3. 保育士の賃金水準などの地域間の格差を是正する公定価格の地域区分は、実情に即したものとは言えないことから、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、賃金水準の格差を是正するための補填を行うこと。